

# 熊本県菊池川下流域における農業水利組織の展開過程

規工川 宏 輔

## Irrigation Systems in the Kikuchi Plain, Kyushu

Kosuke KIKUKAWA

(Received May 23, 1994)

### 1 はじめに

熊本県内の農業水利に関して、筆者は、これまで県北部菊池川の中流域における水利秩序とその変容<sup>1)</sup>、灌漑用水としての河川の利用がきわめて制約され、湧水ならびに地下水への依存度の高い阿蘇カルデラ内の水利の特性<sup>2)</sup>、土地改良区々域が錯綜する熊本平野の複雑な用水利用<sup>3)</sup>、および白川流域における農業用水の取水をめぐる中流域と下流域との対抗関係<sup>4)</sup>について考察し、それぞれに地理的条件を異にした諸地域の水利の展開過程について明らかにした。

本稿では、取水施設の合口によって高次の水利空間まで発展した菊池川三角州平野を事例にとり、明治期以降の水利システムの展開過程を考察する。

研究対象地域の農業水利については、全国各地にわたる灌漑に関する地理学的研究のなかで、揚水機利用、合口取水堰の建設に視点をおいて論じた竹内(1980)の論述がある<sup>5)</sup>。本地域の干拓と農業水利に関して、筆者もすでに小論<sup>6),7)</sup>を報告したことがあるが、本稿はこれらの成果をもとに、その後、新たに知見した資料と調査に基づいて検討を加え、書き改めたものである。なかでも、明治期の寺田ノ下用水組合の記述については、資料の大部分が、近年発見された玉名郡旧豊水村役場保管の文書に拠るところが大きく、これによって明治期における普通水利組合設立当時の水利組織、井堰の管理運営、水利費の賦課、上流側と下流側の用排水の利害関係をめぐる諸問題などが初めて明らかになった。

### 2 研究対象地域の概要

本研究の対象地域である菊池川下流の玉名平野<sup>8)</sup>は、熊本県の北部に位置する典型的な三角州平野からなり、その前縁に江戸時代から逐次進められてきた干拓地が有明海に向かって広がる。平野の範囲を菊池川の用水区域に属する沖積低地に限った場合、その面積は57.24km<sup>2</sup>(菊池川の水路面積を除く)にのぼり、行政区域では玉名市、玉名郡岱明町、横島町、天水町を中心に、西端は長洲町の清源寺地区、南端は熊本市河内町の白浜地区までおよんでいる。

玉名平野のなかで、干拓地を含む三角州平野の面積は4897ha(菊池川右岸1375ha,左岸3522ha)で、このうち江戸時代以降の干拓地が三角州平野の72%(3504ha)を占めている。このほか、三角州平野の北東部に、玉名牟田(右岸)および梅林牟田(左岸)と称する谷底平野があり、玉名平野全面積の14%(827ha)を占める。

本地域の農業水利は、昭和30年代まで白石堰・小田郷・玉名第一・迫間用水路の4土地改良区の区域に分かれていたが(図1参照)、昭和34年(1959)に始まる県営玉名平野土地改良事業により、白石堰頭首工を要とする菊池川からの取水施設の合口が行われ、現在では、玉名平野土地改良区により、玉名平野全域の灌漑および排水が一元的に管理運営されている。

なお、玉名平野土地改良事業は昭和61年度(1986)に完了、平成5年(1993)現在の組合人数は6406人、受益面積は4183ha(水田3592ha、畑471ha、国営横島干拓の「特殊畑」120ha<sup>9)</sup>)にのぼり、熊本県内では球磨川の遙拝堰がかりの八代北部土地改良区(5048ha)に次ぐ規模を有している。

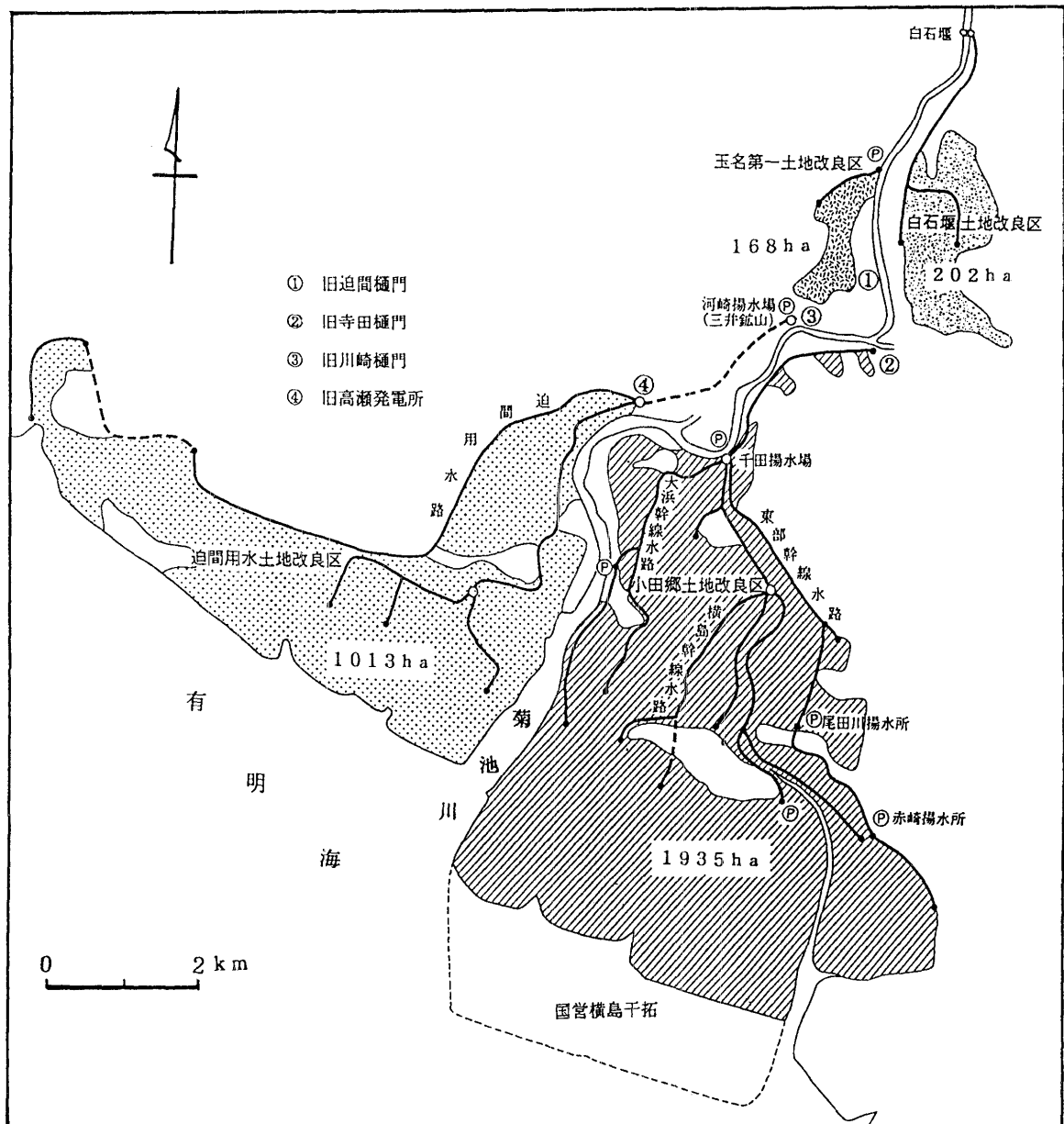


図1 玉名平野における水利統合前(昭和30年代)の用水系統  
「熊本県営玉名平野土地改良事業計画一般平面図」(昭和36年)、および現地調査をもとに作成。

### 3 明治期における水利組合の成立

#### (1) 町村制施行と普通水利組合の設置

菊池川下流域では、明治3年(1870)まで、用水の管理は内田・小田・坂下各手永<sup>10)</sup>それぞれの会所において行われていた。その後、数か村ごとにおかれた戸長役場に移されたが、明治22年(1889)の町村制施行に伴い、これまでの郷備に関する事務を引き継ぐ組織として、それぞれの郷単位に町村組合が設置された。さらに、明治23年(1890)、町村制第116条により水利組合条例が公布され、普通水利組合と水害予防組合の2種からなる水利組合の設置が認められることになった。

このうち、普通水利組合は町村制施行に伴う旧来の用水管理組織の改組であり、普通水利組合の区域は組合の事業のため利益を受ける土地からなり、その区域内における土地所有者をもって組合員とすることが明記され、旧来の慣行をもとにしながらも組織として整備されることになった。

水利組合条例は、内務大臣の指揮により明治23年(1890)6月1日より施行され、これに基づいてそれぞれの水利組合は区域の画定、創立委員の任命、組合規約案の作成、組合会議員の選挙を経て組合会を組織し、明治25年(1892)1月以降に発足するという運びとなった。

熊本県では、普通水利組合条例の施行にあたり、その準備のため明治23年(1890)8月に従来水利慣行、区域、土地反別、河川、水路の延長など水利組合区域調査の準則を作成し、各郡市役所に対して訓令を出している<sup>11)</sup>。

菊池川下流域で普通水利組合設立の対象となった団体は、左岸では白石堰がかりの元内田郷(手永)4村(江田・小田・梅林・玉名村)、およびその下流側の寺田ノ下用水がかりの元小田郷6町村(八嘉・豊水・横島・玉水・伊倉村、大浜町)、右岸では迫間用水路がかりの元坂下郷6町村(高瀬町、弥富・大野・滑石・高道・鍋村)で、いずれも江戸時代後期以降に菊池川から取水している水利集団であった。このうち、寺田ノ下用水がかりは、後述のように明治23年(1890)、白石堰がかりは明治25年(1892)に普通水利組合設置の認可を受けている<sup>12)</sup>。しかし、迫間用水路がかりの認可はかなり遅れ、明治30年代まで持ち越された。

水利組合の設立は、府県税または郡費の支出されない水利土功に関する事業であって、その用水系の利害関係の区域市町村の区域と一致しない場合、または一致しても2町村以上にわたり町村組合の事業とすることができない場合とされ(水利組合条例第1条)、土地所有者である組合員によって水利組合の議員が選出された(第20条)。しかし、組合の管理者として、知事が当該の区域の郡長または市町村長のうち1名を指定して管理させ(第29条)、行政の強い管理下に置かれることになった。また、組合費の徴収は町村税の例による(第40条)など、行政組織と別個な水利団体ではなく、その分離はきわめて不十分なものであった。

以下、寺田ノ下用水および迫間用水路の場合について、普通水利組合の成立過程ならびに組織の運営について述べることにする。

#### (2) 豊水村外五ヶ町村養水組合の発足

ア. 寺田ノ下用水の沿革 「豊水村外五ヶ町村養水組合」は、元小田郷の6町村(明治34年以降、小天村の加入により7町村)からなる菊池川左岸の寺田ノ下用水がかりの水利団体であり、江戸時代に起源を有する。この組合名は水利組合条例に基づく正式の名称であるが、寺田ノ下の取水施設である大川積が木葉川との合流点近くの蛇行部、玉名市寺田字樋ノ元に位置することか

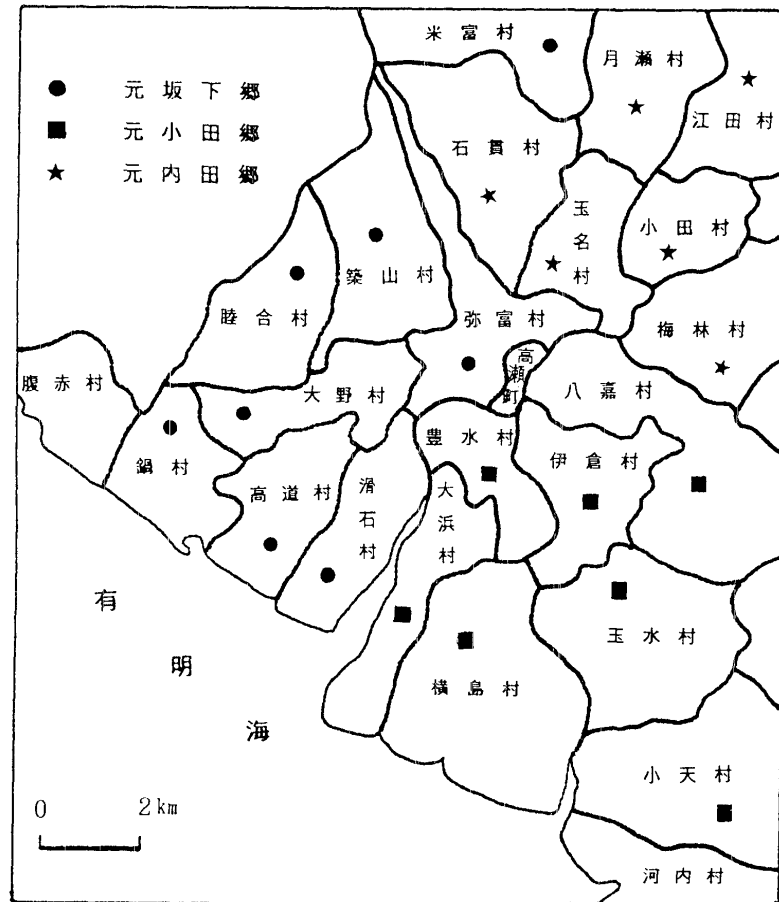


図2 明治中期における対象地域の町村図  
 明治22年4月1日現在の町村名を示す。  
 大日本帝国陸地測量部5万分の1地形図(明治33年測図, 同44年修正測図)「高瀬」, 「長洲」をもとに作成。  
 腹赤村は元荒尾郷, 河内村は飽田郡元五丁郷, 高瀬町は元坂下郷, ただし藩政時代の坂下手永には属しない。

ら, 通常は「寺田ノ下養水」と称していた。

寺田ノ下での菊池川からの取水は, 宝暦14年(1764), 玉名郡小田手永惣庄屋小田次左衛門とその子茂助の尽力による寺田井樋改修に始まる<sup>13)</sup>。その後, 文政12年(1829)惣庄屋三村章太郎によって改修が行われ, 「水田六百町余悉ク旱損ノ患ヲ除キ, 遂ニ其剩水ヲ導キ之ヲ海辺新田ニ注グ」までに至っている<sup>14)</sup>。

当時, 菊池川三角州の前縁では, 横島の川浚料開・四番開(それぞれ51町4反, 24町3反), 大浜の鯨油開(21町9反)をはじめ, 横島新地を中心に干拓事業が精力的に進められており<sup>15)</sup>, 新地への用水疎通の事業もこれに伴って行われたものとみられる。

安政2年(1855)に作成された「菊池川全図」(熊本県立図書館蔵)によると, 「寺田井樋養水畝」は, 横島村の106町9反3畝をはじめ, 小田手永21村にわたって合計626町7反1畝9歩にのぼっており, 当時, 菊池川流域最大の取水施設となっていた。

イ. 町村組合の設置 寺田ノ下用水にかかわる前記6町村は, 水利組合条例に基づいて明治23年8月, 玉名郡長に対して「玉名郡八嘉村外五ヶ町村ニ係ル養水灌溉事件ニ付町村組合設置規則

別紙之通り編製致候条至急御認可相成度此段相願候也」として、町村組合設置の認可を願い出ており、「養水灌漑ニ関スル事務共同処分之為町村ノ組合ヲ設クル件町村制第百十六条ニ拠リ許可」されている<sup>16)</sup>。

「各町村組合設置規則」によると、町村組合の議員は、「養水関係町村ニ田地ヲ所有スル者」より選ばれ、その定数は八嘉村2人、豊水村3人、大浜町4人、横島村6人、玉水村2人、伊倉村3人と定められた。また、組合町村には特に組合町村長は置かず、豊水村長に依嘱された。このため、組合の事務所は豊水村役場にあった。このことから、普通水利組合が行政組織と別個な水利団体ではなかったことがうかがえる。

なお、吏員は配水長、配水副長、村方配水(6人)、井樋守(11人)からなり、配水長は菊池川の土俵堰からの用水取入、同堰及び井樋の開閉並修繕一切の事務を掌った。

ウ. 干拓事業の進展と土俵堰による取水 明治中期は近代的土地所有権の上に立って寄生地主制が確立する時期でもあり、地元民間資本の投資による新地造成が積極的に進められた。菊池川下流域では、江戸時代後期の干拓隆盛期(文化4年～慶応2年)の後、明治初期の小規模な干拓事業を経て、明治20年代から30年代にかけて、再び干拓の隆盛期を迎えた。左岸の大浜町では明治24年(1891)の烏帽子開(69町3反1畝11歩)、同28年(1895)の末広開(121町8反12歩)をはじめ6新地、横島村では同25年(1892)の富新開(52町4反)、同26年(1893)の明丑開(88町2反)および明豊開(81町8反)、同35年(1902)の大豊開(43町4反)の4新地が相次いで開かれた。明治20年代以降に開かれたこれらの新地の実面積は539ha(大浜261ha、横島278ha)にのぼった。

明治中期以降の干拓隆盛期は、水利組合条例に基づいて普通水利組合が確立していく時期でもあった。寺田ノ下養水組合では、普通水利組合が認可された明治23年(1890)より、これらの新地を含めた用水確保のため、菊池川に土俵堰を築いて寺田ノ下の樋門での取水量の増加を図ることになった。

寺田ノ下養水組合にとっての主な事業は、菊池川の土俵堰の設置とその維持・管理にあり、明治24年度(1891)度の用水費の合計830円94銭2厘のうち「川積並千田川原列井樋修繕費」が467円45銭7厘(56%)となっており、上流側の元内田郷に対する菊池川堤防修繕補助費330円を含めると、実に組合費の96%を占めていた<sup>17)</sup>。

また、同年の「田方養水取入諸費明細帳」によると、井手渡えの人夫276人、賃金41円余、その他菊池川の土俵堰から末端までの一切の人夫749人、賃金112円余、資材費として空俵7234俵、代金114円88銭、縄1745斤、代金13円余となっており、組合費の大部分が菊池川の土俵堰及び用水路にかかわる資材、人夫賃であったことがうかがえる<sup>18)</sup>。

エ. 新地に対する水利費の賦課 明治24年(1891)当時、寺田ノ下用水にかかわる新地の反別は、寺田ノ下用水の総反別1292町3反2畝9歩のうち478町8反8歩(大浜町45町5反5畝27歩、横島村393町2反4畝11歩、玉水村40町)で、全体の約37%を占めていた。

寺田ノ下養水組合では、前記、各町村組合設置規則によると、水利費の賦課について「養水灌漑ニ係ル経費ノ賦課徴収ハ組合各町村長に依託シ徴収済ミノ上嘱託村長ニ送付スルモノトス」(第17条)とされ、「経費賦課ノ歩合ハ総費額之内一割五歩ヲ海辺新地ニ増課スルモノトス」(第18条)と定められていた。つまり、最初に総額の15%を特別に新地に賦課し、その残りを新地を含めた反別割で賦課するという方式が取られていた。このため、水利の条件は劣るにもかかわらず、新地の単位面積当たりの負担額は本田の1.5倍近くとなっていた<sup>19)</sup>。

このように、用水区域の最末端に位置する新地が、本田よりかなり多額の負担を強いられてい

たのは、用水疎通のための水利施設その他の経費がそれだけ余分にかかるということもある。しかし、用水技術の未発達とも相俟って、何よりも歴史的過程において形成されたきた「古田優先」、「上流優先」の原則が前提にあったものとみられる。これらの原則は、新地に対する水利費の賦課だけでなく、しばしば下流側の横島村から、田植え時期の遅延、用水不足、用水費免除などの陳情書が組合町村会に対して提出されていることによってもうかがえる。

### (3) 迫間用水路水利組合の発足

ア. 迫間用水路の沿革 菊池川右岸の坂下手永では、文化年間(1804~1817)、玉名郡滑石村の庄屋大野十左衛門の尽力により菊池川の川崎塘に井樋が設けられ、初めて大野牟田に菊池川の用水がもたらされている。それまで「本郡第一ノ火田」の状態であったが、菊池川の用水疎通によって「中村外十ヶ村ノ旱田ニ灌カシメ其余水ハ之ヲ海辺新地ニ導キ水乏ヲ補ハシム」に至ったという<sup>20)</sup>。

さらに、天保14年(1843)、菊池川からの取水量を増すための事業が、坂下手永惣庄屋三村章太郎によって行われている。彼が天保15年(1844)に玉名郡代にあてた灌漑工事の施行願によると、文化5年(1808)築造の一郷開(滑石村)では、水田15町8反4畝に対して畑18町5反9畝、文政2年(1819)築造の四郷開(滑石・高道村)では、水田66町9反3畝に対して畑24町8反4畝、塩浜14町8畝9歩と記されており、用水が乏しいため畑作が増え、得米が減っていくのを憂えている<sup>21)</sup>。

このような新地の用水不足の解決策として、新たに川崎塘上流の迫間で菊池川の水を導き、従来の「十左衛門堀」と合流させる水利事業が行われており、その結果「百五十町ノ畑地ヲ水田トナシ以テ租額ヲ益スルコト八百五十石余」となったという<sup>22)</sup>。

当時、菊池川の用水区域は、前記の「菊池川全図」によると、滑石・高道・浜田・鍋村にまたがる新地の四郷開(四手永催合新開)までおよんでおり、「川崎村新井樋養水懸」の総畝数は274町2反5畝15歩で「寺田井樋養水畝」の4割程度であった。

イ. 干拓事業と土俵堰による取水 菊池川右岸では、文化・文政年間(1804~30)、滑石・高道・浜田・鍋の4村の地先で、坂下手永による郷開(一郷開)、および坂下・南関・中富・内田手永による四郷開など、郷備開として比較的規模の大きな干拓事業が行われており、その後、約90年の干拓休止期を経て、菊池川左岸の場合と同じく明治20年代に再び干拓隆盛期を迎えた。明治27年(1894)以降、菊池川右岸では地元の地主の出資により、郷備開の地先に長保開(98.2ha)、共和開(116.5ha)、大相開(45.6ha)が相次いで開かれ、海岸線は約1kmにわたって前進した。

このような干拓事業の進展と呼応して、明治31年(1898)、迫間用水路がかりの「元坂下郷養水組合町村会」は、菊池川の両迫間(旧玉名村)地点に土俵堰を設けて取水量の増加を図った。翌年、迫間用水路の灌漑区域として、末端に位置する鍋村の官築開が「余水反別」に編入されているのも、この土俵堰設置によるところが大きく、上記の長保開、共和開、大相開も、逐次、灌漑区域が拡大し、後述のように、明治44年(1911)より「新加入地」として水利費が賦課されることになった。

なお、明治32年(1899)当時、同組合の灌漑面積は「定水反別二六〇町一畝二八歩、定水反別ニ加入セントスル踏反別六一町三反七畝一歩、余水反別二四町三反一二歩」であった<sup>23)</sup>。

元坂下郷養水組合町村会が新たに菊池川に土俵堰を設けて取水するにあたり、その上流側に位置する元内田郷、下流側に位置する元小田郷の村々との間に、さまざまな利害関係の調整を要した。明治30年(1897)7月、元坂下郷養水組合町村会と土俵堰の設置によって被害を受けるおそれのある上流側の元内田郷梅林・小田・玉名村との間に、下記のような取り決めがなされている。

契約証<sup>24)</sup>

玉名郡梅林村小田村玉名村ト同郡元坂下郷弥富村築山村睦合村鍋村高道村滑石村大野村高瀬町坂下村米富村ノ間ニ於テ永遠川礮ニ関スル契約ヲ締結スルコト左ノ如シ

第一 玉名郡玉名村大字両迫間ニ於テ同郡元坂下郷養水取入ノ川礮弥富村外九ヶ町村ヨリ土俵ヲ以テ礮方ヲ為ス事ヲソノ水害所タル同郡梅林村小田村玉名村大字両迫間向区ハ将来異議ナキコト認諾ス 而シテ洪水ノ認アル節ハ弥富村外九ヶ村ヨリ土俵ノ取除ヲ為スハ勿論ナリト雖モ若シ土俵ヲ取除ケサルカ又ハ其取除ノ間ニ合ハサルトキハ梅林小田玉名ノ三ヶ村ヨリ其取除ヲ為スコトヲ約スルモノナリ 但シ取除ニ関スル夫賃ハ元坂下郷ノ負担トス

第二 玉名郡玉名村大字両迫間向区及ヒ同郡梅林村掛菊池川堤防根囲ヒ石垣及ヒ腹附修繕八拾五間ニ対スル工費金ヲ元坂下郷弥富村外九ヶ村ヨリ此節限り負担ス

第三 玉名郡弥富村外九ヶ村ヨリ玉名郡玉名村及ヒ梅林村掛菊池川堤防根囲ヒ石垣腹附修繕成功シタル上ハ後來堤防修繕ヲ要スル場合アルモ梅林小田玉名ノ三村ハ弥富村外九ヶ村ニ対シ其請求ヲ為サザルコトヲ約ス

第四 礮所船通シハ川ノ中真ニ明方ヲ致スヘキモノトス

第五 土俵詰方入用ノ砂ハ梅林玉名ノ三ヶ村掛り堤防河岸ヨリ凡三拾間以外ニテ詰方致スヘキコトヲ約ス

第六 礮所ノ形状若シ梅林玉名ノ三ヶ村掛り堤防ニ暴害アリト認定シタルトキハ元坂下郷係員ヘ談判ノ上仕様ヲ変更スルコトアルヘシ

さらに、翌年5月には元坂下郷養水組合町村会と最も利害関係のある玉名村との間に、前記の「契約証」の取り決めの細則ともいえる「定約証」<sup>25)</sup>が交わされている。

すなわち、「旧坂下郷養水取入口礮所ニテ土俵、猫伏ヲ使用スル場合ハ旧坂下郷土木委員玉名村立会委員協議之上実施」するものとされ（第1条）、「礮所ハ水門口ヨリ字坂口渡船場凡拾間下マデ斜礮トシテ使用スルモノトス、官許渡船場渡船往復ノ妨ナキモノトス」（第2条）などと、土俵堰の仕様についても細かに取り決めをしている。また、「降雨ニ際シ玉名村立会委員ニテ洪水ノ認メアルトキハ旧坂下郷土木委員ハ協議ニ応ジ共ニ定雇夫ヲ指揮シテ土俵、猫伏ヲ除去シモシ定雇夫不足之時ハ相当増夫スルモノトス」（第5条）、「玉名村立会委員ノ報酬及ビ此定約証ニヨリ使用シタル夫賃金ハスベテ旧坂下郷ノ負担トス」（第7条）として、洪水の際の施設の撤去、その際の旧坂下郷の負担について明記されている。さらに、「玉名村掛り菊池川沿堰非常大破ニ及ビタルトキハ旧坂下郷ヨリ相当ノ補助ヲスルモノトス」（第9条）、「秋季ニ至リ養水取入ヲ終ルトキハ旧坂下郷土木委員及ビ玉名村立会委員協議ノ上、土俵、猫伏一切取除クモノトス 但シ布設ニ際シ使用シタル留杭等ハ其ノ時々取除クモノトス」（第8条）とされた。

一方、元坂下郷の土俵堰の下流側であって、早くから土俵堰による取水をしている元小田郷の寺田ノ下養水組合側では、用水不足の事態となる懸念から、組合会において旧坂下郷側との交渉委員を選出、囑託村長、配水長を加えて早急に十分の折衝をするよう決議し、明治30年（1898）8月に「元小田郷各町村田方養水灌溉上ニ渴乏ナキ様」に、元坂下郷養水組合町村会との間に下記の定約証を取り交わしている。

定約証<sup>26)</sup>

今般菊池河筋玉名郡梅林村小田村玉名村列ヨリ元ト坂下郷弥富村外九ヶ町村ニ養水取入ノ為将来土砂及土俵ヲ以テ川礮定約締結被成ルニ付テハ元ト小田郷各町村田方養水灌溉上ニ渴乏ナキ様元ト小田坂下両郷ノ間ニ於テ左ノ定約ヲ締結ス

第一条 川礮ハ土砂及土俵ヲ以テ執行スルニ付テハ元ト小田郷養水ニ障害ナキ様河水ノ中真ニ於テ幅七間乃至拾五間ヲ明ケ置クモノトス

第二条 前条ノ通りナルモ浣漑ノ時誼ニヨリ元ト小田坂下両郷配水長立会ノ上川明ケ幅ノ範囲内ニ於テ伸縮スルコトヲ得ル

ウ. 普通水利組合設置をめぐる軋轢 明治32年(1899)2月, 迫間用水路にかかわる高瀬町, 大野・滑石・高道・鍋・腹赤村の町村長から, 「所轄内高瀬町外九ヶ村組合ハ財産管理ノ外普通水利水害予防ノ事務モ之ニ合一シ処理シ来候処諸事差支ノ廉不勘更ニ明治二十三年法律第四十六号ニ基キ迫間用水普通水利組合設置致度候条創立委員御命令相成度関係区域図面添付此段上申候也」として, 県知事に水利組合条例に基づく普通水利組合設立の具申書<sup>27)</sup>が提出され, これに伴って, 同年に創立委員が任命され, 区域の仮定を行い規約の草案が議決<sup>28)</sup>されている。しかし, 普通水利組合の発足までにはかなりの紆余曲折があった。

前述の元坂下郷養水組合町村会を構成する「弥富村外九ヶ町村」は, 元坂下郷の全村を含む組合であり, 迫間用水路の受益区域とはかかわりのない村々を含んでいた。従って水利組合条例に基づく上記6町村からなる迫間用水路普通水利組合の設立にあたっては, 以下に述べる郷備開の問題とも絡んで, これに反対する意見も強かった。

明治32年3月, 玉名郡高瀬町, 大野・滑石・高道・鍋・腹赤村の6町村長から組合設置の上申書が提出された一方で, 同日に当該区域内の弥富村長を含む築山・睦合・坂下・米富村の5村長から県知事宛に普通水利組合の設置に反対する旨の長文の具申書<sup>29)</sup>が提出されている。具申書の内容を要約すると, (i) 取水地点の迫間水門から川崎, 繁根木を経て一の口(野口)に至る用水路の大部分は, 江戸時代に惣庄屋三村章太郎のもとで元坂下郷全体の経費と労力を以て設置したものであること, (ii) 四郷開は, 坂下, 内田, 中富, 南関4手永の共同経営ではあるが, 坂下郷で一切の土工役を引き受け, 3郷の小作米は坂下1郷の所得に当てる旨を約束して竣工したものであって, 年間173石余の収入を得ていること, (iii) 普通水利組合に参加し得る町村は, 高瀬町, 弥富・大野・滑石・高道・鍋村の一部であり, 築山・睦合・米富・坂下村に至っては全く無関係であること, 以上の3点をあげ, 旧来の組織である「元坂下郷々備組合町村会」を変更して新たに普通水利組合を設置する必要はなく, 有害無益の団体を作ることによって, 元坂下郷の地主の既得権が消滅することになり, 異常の事態に陥るというものであった。

ちなみに, 明治34年度(1901)1の歳入出予算表<sup>30)</sup>をみると, 歳入予算高1万2199円86銭8厘のうち, 小作米代が9295円88銭8厘(180石8升4合6才)として計上されており, 総額の76%を占めていた。一方, 元内田・南関郷への分割金および組合各町村への分配金などを除く歳出の経常費4219円96銭7厘のうち, 浚渫費・井樋堰修繕費・水門費からなる用排水費が1683円64銭8厘にのぼっていた。

迫間用水路普通水利組合の発足は, 四郷開にかかわる組合員の加入をめぐる意見の対立, さらに国権党, 憲政会の政争もからんだ創立委員の辞任騒ぎなどもあり, 発足に至るまでかなりの期間を要し, 明治37年(1904)の組合認可に至るまで, 町村制施行に基づく「高瀬町外九ヶ町村組合会」が存続した。明治37年に迫間用水路普通水利組合規約として新地への差等を付けた用水費の賦課方法が決定しており<sup>31)</sup>, 「弥富村外三ヶ村菊池川六田堤防水害予防組合」も, 普通水利組合の場合と同じく明治32年(1899)に創立委員が任命されながら, 実際には明治37年に総代人を選出し規約を作成, 初めて軌道に乗っている<sup>32)</sup>。

新たに灌漑区域に加わった共和・大相・長保開を含めて, 明治44年度(1911)より適用された組合費の賦課方法についてみると, 有租地を(1)本地として高瀬町・弥富・大野・滑石・高道村, (2)高道村の浜田, 鍋村新加入地, 免租地を(1)滑石村の二ノ丸開(滑石村), (2)郷開(滑石・高道・鍋村), (3)共和・大相・長保開の新加入地(滑石・高道・鍋村)として区分し, 本地および二ノ丸開についてはそれぞれ20, 高道村の浜田, 鍋村新加入地および共和・大相・長保開の新加入地についてはそれぞれ36, 郷開については44の割合による反別割となっている<sup>33)</sup>。前述



の寺田ノ下用水の場合と賦課の方法は異なるが、新地の用水費負担はさらに大きく、郷開については本地の2.2倍となっていた。

#### 4 昭和期における水利システムの変化

##### (1) 土俵堰から揚水機への移行

ア. 発電所設置との関連 菊池川右岸の迫間用水路がかりでは、資本主義経済の発展期に入り、河水が農業用水以外に利用され始めるのに伴って、外部から水利施設の近代化のきっかけが与えられ、これまでの土俵堰による素朴な取水方法は大きく変化することになった。

大正期における迫間用水路普通水利組合の運営は、しばしば「修繕費多額ヲ要シ、制限以内ノ反別割ニテハ到底之ガ予定ノ半額ヲ充タスに足ラズ」といった状態であり、内務大臣、大蔵大臣に対し反別割制限外課税、つまり組合費の追加賦課の申請をしている。大正6年度(1917)の場合、組合区域の総反別747町4反8畝6歩(うち有租地362町7反8畝4歩、免租地384町7反2歩)であり、同年度の経常費予算2,256円14銭に対して、その2倍を越える4672円71銭の追加賦課をしている。

さらに、大正7年度(1918)の反別割制限外課税にあたっては、修繕費のほかに物価の騰貴も追加賦課の理由としてあげられており、同年度の水利組合費は、有租地のうち本地については反当57銭に対して39銭、高道村浜田および鍋村の新加入地は1円3銭に対して70銭2厘の追加賦課がなされた。なお、免租地(干拓地)については追加賦課はなく、二ノ丸開では反当57銭、共和、大相、長保の新加入地では1円3銭、郷開1円26銭が賦課された<sup>34)</sup>。

このような逼迫した運営状況のなかで、大正14年(1925)に至り、熊本電気株式会社が菊池川右岸の弥富村大字中に火力発電所を建設、発電用タービンの冷却水として菊池川の河水を引用することになり、このため水利権を有する迫間用水路水利組合との間に、下記の契約に基づき、河水利用の代償として灌漑に必要な水量を会社が揚水することになった。

##### 契約書<sup>35)</sup>

- 第一条 組合ハ会社が六田堤防ヨリ事業遂行上必要ナル水量ヲ揚水スルコトヲ承認スル
- 第二条 会社ハ組合ニ対シ組合区域内田畑一千町歩ニ対シ弥富村大字中字東井手下地内会社ノ高瀬火力発電所ニ於イテ毎年灌漑ニ必要ナル水量六五個ヲ限度トシ菊池川ヨリ引用供給スルモノトス
- 第三条 組合ハ会社が灌漑事業ヲ引受クルニ対シ其ノ補償トシテ毎年金四千八百円宛ヲ其年十二月二十日限り支払ウモノトス
- 第四条 組合ハ会社ニ対シ消費石炭代ノ補助トシテ金四百円宛テ年々支払ウモノトス
- 第五条 将来組合ガ灌漑区域拡張ノ場合其ノ時々会社ト協議ノ上、水量ヲ増加スルコトアルベシ 但シ補償料ハソノ際協定スルモノトス
- 第六条 本契約ハ大正十四年六月二十日ヨリ実行シ会社ノ該火力発電所経営中存続スルモノトス
- 第七条 会社ノ都合ニヨリ本契約ヲ解除シ又ハ該火力発電所ヲ廃止シタル時ハ組合ノ必要トスル水量(六五個)ヲ引用シ得ル設備ヲ為シ無償ニテ組合ニ譲渡スルモノトス

この高瀬発電所は迫間用水路沿いに位置しており、上記の契約によって農業用水が発電所を経て疎通することになった。さらに、大正15年(1926)には、両者の間に「現在ノ揚水設備ヲ変更セザル程度ニ於イテ更ニ十二個ノ水ヲ増加シ合計七七個限度ヲ高瀬発電所ニ於イテ供給」し、迫間用水路組合が「年額一二〇〇円ヲ増額シ従来ノ石炭代補給ト共ニ総額六三〇〇円ヲ毎年支払ウモノトス」という覚書が取り交わされ<sup>36)</sup>、腹赤村の120町歩が、新たに迫間用水路組合の灌漑区域

に加わった。

また、発電所での機械揚水への移行とともに、同地点から約6kmにわたるコンクリート三方張りの幹線用水路の開削工事が行われ、昭和9年(1934)に竣工、用水が不足しがちであった末端まで送水が可能となった。

## (2) 三井資本との関連

迫間用水路組合における水利施設の近代化は、前述の通りその第1段階としてまず発電所との関連において実現した。さらに、昭和15年(1940)に迫間用水路組合が、大牟田市の三井鉱山から熊本県知事に出願していた菊池川河水引用を承諾したことにより、これまでの九州電気株式会社との契約上の権利義務関係は同鉱山に引き継がれることになった。

両者の契約により、会社は事業遂行上必要な水量を引用することとなり、組合区域の水田1100町歩の灌漑に必要な水量を従来通り毎秒77個(約2.2m<sup>3</sup>)を限度として、三井鉱山河崎揚水場より合同取水し、迫間用水普通水利組合は会社に対して灌漑用の揚水に要した電力料金を支払うことになった<sup>37)</sup>。

三井鉱山は、新たに河崎に取水地を設け、同地点から一部迫間用水の幹線水路に沿って約30kmにおよぶ工業用水路(暗渠)の建設に着手しているが、当時、三井鉱山との契約は軍需工場(東京陸軍第二造兵廠荒尾製造所)への送水が主な目的であった。三井資本は、戦時体制下の軍需産業優先という国家の政策を背景に菊池川の水利権を得たのであるが、実際にこの「軍用水路」が竣工したのは戦後、昭和23年(1948)5月であった。

上述の工業用水は、戦後、菊池川白石堰頭首工での既得水利権として、三井鉱山工業用水道毎秒0.398m<sup>3</sup>、三井鉱山水道毎秒0.116m<sup>3</sup>、大牟田市水道毎秒0.116m<sup>3</sup>、合計毎秒0.63m<sup>3</sup>として存続することになった<sup>38)</sup>。この既得水利権から推定すると、当時、三井鉱山河崎取水場での合同取水量は最大100個(毎秒2.28m<sup>3</sup>)であり、迫間用水77個(毎秒2.14m<sup>3</sup>)に対し、三井資本関係の用水として最大23個(毎秒0.63m<sup>3</sup>)を確保していたことになる。

## (3) 自然取水による水利統合

寺田ノ下用水がかりの小田郷普通水利組合では、第2次大戦後まで土俵堰による取水が存続していたが、昭和23年(1948)に至り、寺田樋門の下流約2km地点の旧豊水村千田(現玉名市)での機械揚水に移行した。昭和24年(1949)の土地改良法制定当時、菊池川下流の小田郷(1935ha)・迫間用水路(1013ha)・玉名第一(168ha)の各土地改良区では、いずれも菊池川から機械揚水に依存していたが、その施設は河川改修などに伴う流心変化などによって効率が低下するなど、施設の維持管理上の問題が生じていた<sup>39)</sup>。

迫間用水路組合の場合、前述のようにコンクリート張りの幹線用水路など一応外見的には近代的水利施設を戦前から備えていたが、末端においてはその機能を十分に果たしているとはいえ、排水不良などの問題も深刻化していた。また、これらの揚水機場の上流にある菊池川最下流の白石堰は、戦後も江戸時代に起源をもつ石張りの「八ノ字堰」による取水を続けており、老朽化とも相俟って洪水のたびに損傷を受け、受益地区の白石堰土地改良区(202ha)だけでは、その維持が困難になっていた。殊に、昭和28年(1953)の大洪水によって、白石堰はその大半が決壊し大改修の必要に迫られた。

このような既存の水利施設の維持管理が切実な問題となっているなかで、昭和29年(1954)に国営横島干拓(484ha)をはじめ、新規用水の確保などを含めた玉名平野総合開発期成会が発足し、昭和34年(1959)に白石堰頭首工による水利統合が国営玉名平野土地改良事業として採択されることになった。その基幹工事となった白石堰頭首工は、昭和36年(1961)着工、昭和39年

(1964)に竣工、さらに昭和45年(1970)に頭首工から左右両岸に延びる幹線水路が完成、これに伴って前記4土地改良区の菊池川からの取水施設の合口が実現し、既述の通り、ほぼ平野全域の灌漑および排水が玉名平野土地改良区により一元的に管理運営されるに至ったのである。

## 5 結 び

以上、菊池川下流域における農業水利組織について、明治中期の水利組合の確立期から、合口事業によって高次の水利空間まで発展した展開過程を考察した。

菊池川下流域では、町村制施行に伴う明治23年(1890)の水利組合条例の公布当時、江戸時代の手永に起源をもつ元内田郷の白石堰がかり、元小田郷の寺田ノ下用水がかり、および元坂下郷の迫間用水路がかりの3水利団体があり、それぞれの「村々組合」からなる郷単位の組合に引き継がれて、農業用水施設の管理、用水配分の調整が行われていた。

普通水利組合は、行政組織と別個な水利団体ではなく、その分離はきわめて不十分なものであった。このうち、迫間用水路がかりは、「郷備組合町村会」から普通水利組合への移行がかなり遅れた。その背景には、水利組合条例が必ずしも強制力を持たなかった点もあるが<sup>40)</sup>、郷開の小作米収入の問題、組合区域にかかわりのない村々の反対などが、政争とも複雑にからんでいた。

菊池川下流域における新たな水利の開発は、干拓地の造成に伴う事業の一つとして行われており、土俵堰、機械揚水、合口による自然取水へと移行した本地域における水利の発展過程は、江戸時代後期、明治中期の干拓隆盛期、および戦後の国営干拓事業による干拓地の前進と対応しているといえる。

土俵堰による取水は、水害対策上、洪水時に流出し易くするために認められたとする見方もある<sup>41)</sup>。その事実を確かめることはできなかったが、いずれにせよ、その維持管理に多大の負担を強いられていた。水利施設の近代化は、昭和初期、発電所の河水利用により迫間用水路がかりとかかわりをもったことに始まり、さらに大牟田の三井資本との関係に引き継がれ、地形的に水利条件の劣る地域まで灌漑区域を拡大する契機となった。戦後、白石堰頭首工を要とする菊池川からの取水施設の合口事業に伴って、渇水時の用水配分をめぐる古くからの重層的な用水慣行、不均等な水利費負担の問題などが解消、組織の統合を含む水利システム近代化の最終段階まで到達した。

本稿にまとめるにあたり、玉名市史編纂室、玉名平野土地改良区の各位に大変お世話になりました。記して謝意を表します。

## 註

- 1) 規工川宏輔(1977): 水利秩序とその変容について — 熊本県菊池川中流域の場合 —。熊本大学教育学部紀要(人文科学), 26, pp. 61-69.
- 2) 規工川宏輔(1980): 阿蘇火口原における農業水利の展開過程。熊本大学教育学部紀要(人文科学), 29, pp. 17-27.
- 3) 規工川宏輔(1984): 熊本平野における土地改良区々域の錯綜について。熊本大学教育学部紀要(人文科学), 33, pp. 11-21.

- 4) 規工川宏輔(1992):熊本県白川流域における農業水利の対抗関係とその変化. 熊本大学教育学部紀要(人文科学), **41**, pp. 39-50.
- 5) 竹内常行(1980):『日本の稲作発展の基盤—溜池と揚水機—』. 古今書院, pp. 432-438.
- 6) 規工川宏輔(1975):玉名平野の開発と横島干拓.『横島干拓事業誌』,九州農政局, pp. 1-60.
- 7) 規工川宏輔(1977):菊池川三角州平野における農業水利の発展過程.熊本史学, **50**, pp. 273-282.
- 8) 国土地理院の地勢図では菊池平野と表記されているが,熊本県内での通称に従って玉名平野とよぶことにする.
- 9) 平成5年度熊本県土地改良区等名簿による.
- 10) 熊本藩独自の近世村落支配の行政単位で郡と村の中間に置かれた.明治3年に郷と改称している.
- 11) 明治23年8月6日熊本県訓令第141号.
- 12) 『熊本県公文類纂』(熊本県立図書館蔵),明治25年.
- 13) 『肥後国玉名郡村誌』,小田次左衛門父子小伝.
- 14) 前掲13),三村章太郎小伝.
- 15) 前掲6), pp. 13-20.
- 16) 「玉名郡旧豊水役場保管文書」(玉名市蔵),明治23年8月14日,25日付.
- 17) 前掲16),「明治24年度寺田ノ下用水費割賦」,明治24年12月2日.
- 18) 前掲16),「寺田ノ下ヨリ田方養水取入諸費明細帳」,明治24年11月26日.
- 19) 明治24年度の場合,前年度水利費の支出総額830円94銭1厘のうち,まず新地反別478町8反8歩について総額の15%にあたる124円64銭1厘を「新地反別割受分」として特別に賦課(反当たり2銭6厘),残り706円を新地を含む総反別1292町3反2畝9歩の反当割(反当たり5銭4厘6毛536)で賦課している.従って,新地の用水費の負担額は1反歩について合計約8銭となっていた.
- 20) 前掲13),大野十左衛門小伝.
- 21) 門岡久(1969):『岱明町地方史』,p. 368.
- 22) 前掲13),三村章太郎小伝.
- 23) 前掲12),水利組合関係区域指定ノ件ニ付上申,明治32年9月19日付.
- 24) 前掲16),元内田郷水害所委員と元坂下郷組合町村との契約書,明治30年7月17日付.
- 25) 「迫間用水土地改良区文書」,玉名村と元坂下郷との定約書,明治31年5月28日付.
- 26) 前掲12),元小田郷養水組合と元坂下郷養水組合との定約証(草案),明治30年8月.
- 27) 前掲12),明治32年3月4日付.
- 28) 「弥富村外五ヶ町村迫間用水路普通水利組合同規約」(草按),明治32年9月19日議決.(玉名市蔵).
- 29) 前掲12),明治32年3月4日付.
- 30) 高瀬町外9ヶ村組明治34年度歳入出予算表.
- 31) 前掲12),弥富村外5ヶ町村迫間用水路普通水利組合より県知事宛の稟請書,明治37年12月9日付.
- 32) 前掲12),創立委員4村長から県知事宛の稟請書,明治38年9月16日付.
- 33) 前掲12),「迫間用水路普通水利組合同規約」第32条および附則,大正5年.
- 34) 前掲12),大正6年3月7日提出歳入出予算表,および大正7年2月22日組合同議決謄本.
- 35) 前掲25),迫間用水路普通水利組合と熊本電気会社との契約書,大正13年1月19日付.
- 36) 前掲25),迫間用水路普通水利組合と玉名郡腹赤村地域代表者との契約書,および同組合と熊本電気会社との覚書,大正15年5月30日付.
- 37) 前掲25),迫間用水路普通水利組合の承諾書,昭和15年10月18日付.
- 38) 熊本県(1972):「菊池川白石堰に係わる水利使用許可書」.
- 39) 熊本県(1958):「県営玉名平野地区土地改良事業計画概要書」.
- 40) 玉城哲(1983):『水社会の構造』,論創社,p. 42.
- 41) 前掲5),p. 444.